

廿日市市にお住まいの方の我が家を守る、防犯対策の補助をします! 住宅用防犯対策補助金

1 対象となる方

次の要件を全て満たす方になります。

※1つの住宅につき申請は1回限りです

- ☑ 住民基本台帳に登録された住所に現に居住し、その住宅を所有している市民
- ☑ 市税の滞納がないこと
- ☑ 暴力団員等でないこと
- ☑ 過去に本補助金の交付を受けていないこと
- ☑ 防犯対策設備を購入してから1年以内であること

補助金額

購入費の2分の1以内（100円未満切捨て）

上限 10,000 円となります。

※クーポンまたはポイント等を使用した場合は、その金額を購入費から除きます。

2 補助対象設備

※複数設備の申請が可能です。1つの住宅につき申請は1回限りですので、一度にまとめて申請してください。

屋外防犯カメラ	モニター付きインターホン	屋外人感センサーライト	防犯フィルム又は防犯ガラス	防犯性の高い錠への交換、補助錠の設置	防犯砂利
※設置場所、撮影範囲は敷地内に限る	※録画機能付き	※設置場所は屋外に限る			
					

3 申請期間

令和 8 年 4 月 1 日（水）から令和 9 年 2 月 2 6 日（金）まで

※予算に達し次第補助制度は終了します。

4 申請方法

補助対象設備の購入・設置後に以下の必要書類を揃えて、市役所人権・市民生活課（15番窓口）または、各支所地域づくり係へ提出してください。

- ・廿日市市住宅用防犯対策補助金交付申請書（様式第1号）
- ・領収書またはレシートの写し
- ・防犯設備の写真（設置場所が分かるように撮影したもの）
- ・防犯設備の内容・機能が確認できるカタログまたは仕様書等の写し

【市に口座登録がない場合】口座振替依頼書

【防犯カメラ、インターホンの場合】撮影範囲がわかる写真（モニター画面など）



◀様式のダウンロードや詳細な情報については、市ホームページをご確認ください。

【お問い合わせ先】

廿日市市 人権・市民生活課 市民生活係
☎（0829）30-9147

Q. 設備を購入する前に申請や事前相談が必要ですか？

A. 事前の相談等は必要ありません。

Q. いつまでに申請したらいいですか？

A. 令和8年4月1日（水）から令和9年2月26日（金）までが申請期間です。
※ 防犯対策設備を購入してから1年以内に申請してください。

Q. 申請者について、年齢などの条件はありますか？

A. 年齢の条件はありません。
廿日市市の住民基本台帳に登録され、廿日市市内の自分が所有する住宅に居住し、過去にこの補助金を受けたことがない人が対象です。

Q. 対象になる住宅の条件はありますか？

A. 申請者または同居する家族が所有し、実際に居住している住宅が対象です。
申請者が所有していない賃貸住宅、借家等は対象になりません。

Q. 防犯対策設備はどこで購入したらよいですか？／設置工事はどの業者に頼めばよいですか？

A. 店舗の条件（市内の事業者に限る等）はありません。市外の事業者やインターネットでの購入等も補助の対象となります。

Q. 申請書に添付する写真はどうか撮影すればよいですか？

A. 設備が敷地内のどこに設置されているか確認できる画角で、全体が写るように撮影してください。防犯カメラ・インターホンについては、撮影範囲が分かる写真（モニター画面など）も撮影してください。

Q. 口座登録があるかどうかはどうやって調べればよいですか？

A. 申請時に窓口で確認することができます。
登録があるかどうか不明な場合は、振込先の口座情報の分かるもの（通帳等）をご持参ください。

Q. この補助金以外で、防犯対策に関係した補助金はありますか？

A. 満65歳以上の方のみで構成された世帯への「迷惑電話防止機能付電話」の購入費用の補助制度があります。詳細は市役所人権・市民生活課または各支所地域づくり係へお問い合わせください。

Q. 道が暗いので防犯灯をつけてほしいのですが？／道路や公園に防犯カメラを設置したいのですが？

A. 自治会・町内会単位での防犯灯や防犯カメラの設置等についても補助制度があります。詳細は市役所人権・市民生活課へお問い合わせください。